

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和4年第4回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 大城重太議員、3番 眞嗣春議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議長諸般の報告を行います。令和4年9月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付しているとおおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、本日までに受理した陳情第24号から28号はお手元に配付したとおおりであります。この5件につきましては、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読ください。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、南部広域市町村圏事務組合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委

員からの8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果報告について、それぞれ提出されておりますので各自お目通しください。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。町長に代わりまして、町政一般報告を行います。

はじめに総務部総務課関係について申し上げます。

10月11日から14日の間、平和の日の取組として、役場町民ホールで「パネル展」、「町子ども平和学習交流事業に参加された児童の意見や感想等の掲示」、「沖縄戦体験者の映像紙芝居の上映」を行い、戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを発信しました。

町への一般寄附金といたしまして、10月21日に玉城勇様より寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。

次に企画財政課関係について申し上げます。

11月9日に南風原高等学校の総合学習として、まちづくり出前講座を3年生273名に対し実施しました。

「障がいってなんだろう」、「租税教室」、「保育園・子育て支援制度について」、「男女共同参画」、「農業振興」、「選挙」、「応急手当」、「文化財と歴史」の8講座から1つの講座を選択する形式で行い、各課担当職員が講師を務めました。

11月21日から11月30日の期間「女性に対する暴力をなくす運動」の取組として、役場町民ホールにてパネル展を実施し、DVやストーカー等の女性に対する暴力をなくし、女性の人権を尊重するための周知を図りました。

次に税務課関係について申し上げます。

11月11日から11月17日の「税を考える週間」は、役場町民ホールにて「これからの社会に向かって」をテーマにパネル展を実施しました。課税の仕組みや税務課職員による町内小学校や南風原高校での租税教室の様子、「税に関する作文」那覇税務署長賞受賞作品などを掲示し、租税の役割などについて周知を図りました。

次に民生部こども課関係について申し上げます。

こども医療費助成について、10月1日診療分から高校生年齢まで対象者を拡大しました。

低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、11月

末時点で414世帯、927人分、4,635万円の給付を行いました。

住民税非課税世帯等に対しての給付金では、1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金を、11月末時点で1,687世帯、1億6,870万円の給付を行い、5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金は、11月末時点で2,428世帯、1億2,140万円の給付を行いました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。

「チャーがんじゅう元気プロジェクト」は今年度から対象を61歳以上に引下げて実施しました。296名の参加があり、抽選で「チャーがんじゅうで賞1等」の当選者の方々へ町長より景品を贈呈しました。参加者からは「とても楽しく取り組めた」「運動するきっかけになった」等のうれしい声が多く寄せられました。

11月10日に第31回町長杯ゲートボール大会を黄金森陸上競技場で行いました。あいにくの雨模様でしたが7地区から58名が参加し熱戦を繰り広げました。

11月11日の介護の日に合わせ、町民ホールにて地域包括支援センターの紹介や認知症の方への対応映像の放映等啓発活動を行いました。

12月3日から9日の障害者週間での啓発活動として、役場1階ロビーでのパネル展示と(株)丸大様のご協力により町内障害者就労支援事業所が製作した手工芸品やパン等の店舗内販売を行っています。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。

河川整備事業では、宮平川浚渫工事(4-1)を11月17日に完了し、同工事(4-2)を12月1日に契約を締結しました。

監視カメラ整備事業では、宮平川監視カメラ等設置検討委託業務を11月18日に契約を締結しました。

都市計画振興事業では、令和4年度に繰り越した市街化区域編入及び用途地域指定委託業務を11月7日、都市計画図・字別用途地域図作成業務を12月2日にそれぞれ完了しました。

次に都市整備課関係について申し上げます。

道路整備事業では、町道10号線道路改良工事(3-2)を10月14日に、同工事(4-1)を10月27日にそれぞれ完了しました。

公園整備事業では、津嘉山公園整備工事(4-3)(4-4)を11月9日にそれぞれ契約しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。

津嘉山北土地区画整理事業では、建物補償を10月4日に2件、10月14日に1件、造成工事1件、設計委託業務1件を11月22日にそれぞれ契約しました。

雨水事業では、11月2日に磁気探査業務を契約しました。

汚水事業では、10月13日に磁気探査業務、11月29日に調査設計委託業務、公共下水道水質・水量調査委託業務をそれぞれ契約しました。

11月11日に宮平・山川污水管布設工事が完了しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した、地域生活支援事業「はえるん商品券」は、11月末時点で引換率96.1%、換金率は77.7%となっています。地域産業支援事業は、11月末時点で217事業者より申請があり、207事業者に交付を決定しています。また、畜産農家経営支援事業は、対象の14畜産農家のうち13畜産農家に応援金を交付しています。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。

保健体育関係については、10月10日のスポーツの日に町スポーツ推進委員協議会全体の「南風原町体力テスト」を南風原中学校体育館で開催し、参加者全員に体力年齢などが算出された測定証を交付しました。参加者からは「日頃の運動の成果が出ていた」や、「運動不足が数値で分かったので運動に取り組みたい」などの声が聞かれました。

10月16日にサッカーJ1名古屋グランパスによるサッカー教室と名古屋グランパス公式チアダンスチーム「チアグランパス」メンバーによるチアダンス教室が黄金森公園陸上競技場で開催され、町内の小学生約70人が参加しました。両教室とも、一流のコーチによる指導に子どもたちは目を輝かせ、一生懸命に取り組む姿が見られました。

11月5日に公益財団法人日本ラグビーフットボール協会との共催により、「親子ラグビー体験教室」を黄金森公園陸上競技場で開催しました。親子で汗を流しながら、初めて触れるラグビーボールに体験会は終始笑顔であふれていました。

また、11月9日に北丘小学校体育館・プールの工事着工前に、保護者、関係者へ工事説明会を開催しました。

体育協会関係については、10月2日に黄金森公園陸上競技場を会場に3年ぶりに「第57回島尻郡陸上競技大会」が開催され南風原町は一般男子の部2位、壮年の部3位、陸上競技総合4位となりました。夏季大会を含めた島尻郡体育大会総合成績は4年ぶり優勝を勝ち取ることができました。

次に学校教育課関係について申し上げます。

10月5日から10月20日までの間、子どもたちが健康

で楽しい学校生活を送ることができるように小学校新1年生を対象にした就学時健康診断を4小学校区ごとに、「中央公民館黄金ホール」で実施いたしました。今年度は、564名の受診者がありました。

町教育支援委員会を5月から10月までに5回開催しました。154名の児童生徒に係る就学先の審議を行い、10月6日に答申を受けました。答申内容を基に、保護者と就学相談を行い、合意形成を図った上で適切な教育措置を実施してまいります。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。

11月2日に中央公民館黄金ホールにおいて「第7回世界のウチナンチュ大会南風原町歓迎リモート交流会」を開催いたしました。国外から来沖した13名、リモートで参加した国外で活躍する南風原町関係者等20名、町内外から参加した親戚等20名、議員・自治会会長を含め総勢120人が交流を深めました。

11月6日には、美ら島おきなわ文化祭の一環として、「南風原の村踊り」を開催し、6字が10演目を披露しました。約400人の観客が勇壮な民俗芸能を堪能し、「初めて見たが感動した」などの声が聞かれました。

11月20日には、美ら島おきなわ文化祭として、南の風とたわむれ茶会に約300名、かすりの道ツアーに60名、また、本部、喜屋武、照屋を中心とした老人クラブ会員などが踊りを披露するなど大変盛り上がりしました。

文化センターでは、10月19日から11月13日まで、第91回企画展「世界のふえーばるんちゅ展」を開催し、移民の歴史や現在世界で活躍するふえーばるんちゅたちを紹介するため、展示会・講話・映写会を行いました。

10月26日から11月24日まで海外移住者子弟研修生としてブラジル3世の大城ファビオさんの受入れを行いました。空手や三線・日本語などを学び、充実した研修となりました。

教育関係の寄附として、10月20日に町商工会様、10月21日に（有）アカミネ様、10月27日に赤嶺松栄様、10月29日に故外間三枝子氏の夫、外間安栄様、11月2日に世界のウチナンチュ大会で来町したハワイ在住のデイビット・ミノル・カネシロ様より寄附がございました。本町教育の充実や図書館等のために活用してまいります。

以上を申し上げ、令和4年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。また、お手元に公共工事等に係る行政報告を配付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上をもって、町長の町政

一般報告を終わります。

これから議案上程に入ります。

日程第5．議案第57号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5．議案第57号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第57号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例 南風原町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、南風原町下水道事業経営戦略に基づく下水道使用料の改定及び農業集落排水事業と統一した罰則の過料にするための提案でございます。内容等については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第57号南風原町下水道条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。今回の改正は、県が管理している中部流域下水道施設の老朽化や汚水処理薬品等の費用が増加していることから、令和2年10月より中部流域下水道維持管理負担金の改定、立米当たり47円から立米当たり50円へ3円の増額が行われたことと町下水道が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な計画、南風原町下水道事業経営戦略を策定しての今回の使用料改定及び公共下水道と農業集落排水との統一した過料にするための改定となります。それでは改め文を読み上げまして説明いたしますので、3ページの新旧対照表をお願いします。南風原町下水道条例の一部を次のように改定する。第24条第1項の表中、572円を605円に、77円を80円に、88円を91円に、104円を107円に、132円を135円に、159円を162円に、165円を168円に改める。第36条第1項中、1万円を5万円に改める。附則 施行期日、この条例は、令和5年6月1日から施行する。経過措置、改正後の南風原町下水道条例第23条第1項の表の規定は、令和5年6月分以降の月分として算出する下水道使用料から適用し、同年5月分以前の月分として算定する下水道使用料については、なお従前の例による。以上が議案第57号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは何点かお伺いしたいと思ひます。付託案件ですので、委員会で答えるものはそのように答えていただきたいと思ひます。今回、下水道条例の中で料金の改正ですけれども、まず、この料金ですね、3円上がる理由は分かりますが、先に説明いただきました。ありがとうございます。この新旧対照表で見ると、1ページ、1立方メートルにつきの重量、その表の10立方メートルから30立方メートルで、77円から80円になりますね。今回3円上がっているんですけれども、この説明書類で行くと、中部流域下水道維持管理負担金が、そのうち50円ということで読み取れるわけです。80円のうち50円は、その中部流域に支払うものというふうに理解しますけれども、この残りの30円について、そもそも料金の内訳というか、料金の性質みたいなものを説明していただけますか。

もう1点はですね、今回過料の改定ということで、農排と合わせるわけですけれども、この過料について、なかなかこういったケースが非常に考えにくいのかなというふうに思ひますので、この過料について、これまで実績があるのかどうか。その点を教えていただきたいと思ひます。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 ただいま2点の件についてお答えいたします。80円から50円考慮した30円の性質を質疑いただきましたけれども、ただいま手元のほうに資料がございませんので、委員会のほうに資料を提供してまいりたいと思っております。

また、過料に関してですが、過去にやったケースはあります。件数については、確認が今できておりませんので、それも合わせて委員会のほうに報告していきます。よろしいですか。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 すみません、1点目について僕のほうから補足説明いたします。80円は南風原町が受け取っているお金です。50円は県に払うんですけれども、県に払っているのは、県は処理しただけ、汚水を処理する施設の使用料、極端な話をすると、分かりやすく言いますと、農排がありますね。農排は処理場があります。そこにもお金がかかります。そして、処理場に行く前のパイプラインがありますよね。これにもお金がかかります。このパイプラインのところ、南風原町がやっているのは、ここが30円です。処理しますよね。そこが50円という考え方になります。以上です。

[「休憩願ひます」の声あり]

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時26分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号 南風原町下水道条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、南風原町下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水処理施設使用料の改定を行うために提案するものであります。内容等については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の使用料改定の趣旨は、議案第57号と同様であります。また、使用料改定金額及び施行期日、経過措置についても、議案第57号と同様であります。以上が議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありますか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは先ほどと同様ですね、まず料金の改定ですけれども、先ほどの質疑と合わせていくと、下水道、公共下水道と農排というのは、もともと違う会計が、今は一緒になっているわけですね。ですから、経過とか施設の状況を考えても、かかる経費は違うのかなというふうに考えています。その理由からですね、再度この農排に関わる料金についても、内訳というか、そういったものを示していただきたい

というふうに思いますが、いかがでしょうか、ということと、併せて、過料についても、もともと性質上、農排のほうが、費用が多分かかるので、過料も高かったのかなというふうに感じますけれども、これについては何か、これもちょっと聞きにくいんですが、実績がどうなっているのか。それについて教えていただきたいと思えます。以上2点、先ほどと同様の内容です。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 ただいまの2点についてお答えいたします。先ほどと同様、農排に関わる金額に関しても、委員会のほうに提出したいと思っております。

過料に関してなんですけれども、隣市町村を確認したところ、ほぼ農業集落排水同様の5万円となっております。実際、公共下水道が昭和60年に条例制定、農業集落排水が平成14年に制定しております、そのときに気づいて、同じように過料を改定すればよかったのかなと。そのときにやっておけばよかったと思っております。ですから、5万円というのが妥当だということふうに考えております。以上です。

実績に関しては、農排のほう、ちょっと数字がありませんので、これも併せて委員会のほうに提出していきます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 4ページの表の一番下で2から4、略されています。前の57号でもそうですが、過料が1万円から5万円。今、課長は妥当だろうということでしたが、私たちには全く見えていないので、何をした者たちがこれまでの1万円から5万円に過料が上がるのか。どうして省略してあるのでしょうか。委員会で示してもらえるのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 お答えします。先ほどの57号は1万円、要は過料が1万円だった、もともと1万円が5万円になったので表に表されています。今現在は1万円なんです。5万円にしたいのでこの表になっています。57号はですね。58号は、もともとが5万円です。なので、今回も5万円ですので、ここに変更がある分だけ新旧対照表は表示しますので、ここに表示されていないということです。同じじゃないです。簡単に。57号は料金改定と過料の改定があったんですね。だけど58号は料金改定はありますけど、過料の改定はないんです。ないので、ここに、57号の4ページには省略ということで、過料の話は書かれていないということです。そういうことになります。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時34分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 まず、罰則に関してなんですが、例えば、町が指定した排水指定店でない施工業者がやった場合とか、あとは本来、申請を行って工事を着手し完了届を出すというふうな形になるんですが、その書類を怠ったというものという、そういったものが過料の罰則の規則になります。第6条ですが、これですね、まず、第6条第1項または第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を行った者。第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者。第12条第1項の規定による届出を行った者。第17条の規定に違反してし尿を排除した者。第18条、第20条の規定に違反した者。第16条または21条もしくは2項の規定に届出を行った者。資料の提出を求められてこれを拒否したまたは行った者。許可を受けずに占用した者。指示に従った者という規定がございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。多分、これだけのものを全部掲げるのは大変な量だと思うので、省略されたと思います。すみません、たくさんあったんですけども、幾つか挙げられました、許可なしにというようなことも聞こえましたけれども、起こり得ることを、もう少し私たちに分かりやすく、委員会にでもいいから、資料などを出していただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 委員会のほうに、過去にあったものの資料を提出します。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号 南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第6号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第6号)について

てを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第6号) 令和4年度南風原町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。以下、内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第59号の資料をお願いいたします。議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算(第6号)について、概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、電力等価格高騰に対する保育所等への支援や、小中学校の新年度クラス増等に伴う教室整備など補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ1億8,370万9,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は178億6,792万2,000円となります。内容については、7ページ以降の事項別明細で説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正について説明します。ふるさと納税推進事業は、ふるさと納税委託業務を令和4年度に業者選定を行い、令和5年度から令和6年度の2年間を業務委託するための計上で、限度額は4億6,233万7,000円です。

5ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正について説明します。9款1項. 防災体制強化事業336万6,000円は、災害用車両の購入が半導体不足の影響により年度内の納期が困難になったための繰越して、令和6年2月末の事業完了を予定しています。10款5項. 公民館教材・施設の整備事業102万3,000円は、町立中央公民館黄金ホールの緞帳機器の修繕が、半導体不足の影響により機器の納品に時間を要し年度内の修繕が困難であるための繰越して、令和6年3月末の事業完了を予定しています。

6ページ、第4表地方債補正について説明します。土木債の補正は、町道10号線道路改良事業の物件補償費の増により、津嘉山中央線街路事業(2工区)から事業費の組替えを行うため、町道整備事業債の限度額を1,220万円から1,290万円に、都市計画整備事業債の限度額を4,270万円から4,200万円に変更します。

では、歳入について説明いたします。9ページをお願いいたします。14款2項3目. 土木費国庫補助金80万円の増は、通学路安全対策整備工事に係る道路交通安全施設等整備事業費補助金で国補助10分の8の計上です。

10ページをお願いします。15款2項2目. 民生費県

補助金484万8,000円の増は、保育所等、学童クラブの光熱費高騰に対する支援に係る保育所等光熱費負担軽減事業補助金で私立保育所及び学童クラブ2分の1、認可外保育所4分の3の県補助の計上です。4目. 農林水産費県補助金103万4,000円の増は、軽石により被害を受けた漁業者に対する軽石被害に係る緊急支援事業補助金で県補助2分の1の計上です。5目. 土木費県補助金は、6ページ地方債補正で説明した事業費の組替えによる補正です。

11ページをお願いいたします。17款1項1目. 一般寄附金10万円の増は、個人1名からの寄附金で、同額を財政調整基金積立金に計上しています。10目. 教育費寄附金61万7,000円の増は、法人2者、個人3名からの寄附金で、歳出は26ページ電子書籍使用料及び財政調整基金積立金に計上しています。

12ページ、20款5項2目. 過年度収入1億5,573万2,000円の増は、主に事故繰越となった庁舎設備等機能強化事業について、事業完了後に交付された二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1億5,040万8,000円の計上です。7目. 雑入2,057万8,000円の増は、主に沖縄県介護保険広域連合の前年度決算に伴う精算還付金の1,913万1,000円の計上です。

13ページをお願いいたします。21款1項5目. 土木債の補正は、6ページ地方債補正及び歳入10ページで説明した事業費の組替えによる補正です。

引き続き、歳出について説明いたします。各施設の光熱水費の増は、電力等価格高騰によるもので、各項目での説明は省略いたします。14ページ、1款1項1目. 議会費40万9,000円の増は、会計年度任用職員の任用期間延長による人件費の計上です。

15ページをお願いいたします。2款1項3目. 財産管理費594万6,000円の増は、庁舎等の消防用設備の修繕料及び施設維持管理に係る工事請負費の計上です。5目. 財政調整基金1億1万円の増は、歳入11ページで説明した一般寄附金、教育寄附金による積立金及び今回の補正歳入歳出調整後の余剰で、補正後の残高は20億7,099万3,000円となります。8目. 企画費6万6,000円の増は、4ページ債務負担行為補正で説明したふるさと納税業務委託業者を選考するための公募型プロポーザル選定委員会の委員謝礼金の計上です。

16ページ、3款1項3目. 心身障害者福祉費785万2,000円の増は、障害者医療費県負担金など、国県補助金等の前年度実績による償還金の計上です。9目. 介護保険事業費134万6,000円の増は、沖縄県介護保険広域連合負担金の前年度決算に伴う精算負担金の計上です。

17ページをお願いいたします。3款2項1目。児童福祉総務費13万4,000円の増は、児童手当事業に係る前年度実績による返還金の計上です。2目。保育所等運営事業874万3,000円の増は、歳入10ページで説明した光熱費高騰に対する保育所等への支援のための保育所等光熱費負担軽減事業補助金の計上です。3目。児童厚生施設費95万4,000円の増は、2目。保育所運営事業と同じく学童クラブへの支援のための学童クラブ光熱費負担軽減事業補助金の計上です。

18ページ、4款1項1目。保健衛生総務費307万5,000円の増は、主に南部水道企業団職員の児童手当に係る負担金158万6,000円の計上です。2目。予防費89万3,000円の増は、特定感染症検査等事業の前年度実績による返還金の計上です。歳入7ページで説明した疾病予防対策事業費等補助金に係るPCR検査委託料です。

19ページをお願いいたします。6款3項1目。水産業総務費206万8,000円の増は、歳入10ページで説明した軽石により被害を受けた漁業者に対する支援としての軽石被害に係る緊急支援事業補助金の計上です。

20ページ、8款2項2目。道路新設改良費497万5,000円の増は、歳入9ページで説明した通学路にグリーンベルトを整備するための通学路安全対策整備工事及び6ページ地方債補正及び歳入13ページで説明した町道10号線道路改良事業の物件補償費の計上です。

21ページをお願いいたします。8款4項1目。都市計画費64万7,000円の増は、下水道事業における農業集落排水事業の光熱水費の増に伴う下水道事業会計負担金の計上です。3目。街路整備事業費396万5,000円の減は、津嘉山中央線街路事業（2工区）から町道10号線道路改良事業への事業費の組替えによるものです。

22ページ、10款1項2目。事務局費40万9,000円の増は、会計年度任用職員の任用期間延長のための人件費の計上です。

23ページをお願いいたします。10款2項小学校費、1目。学校管理費1,197万1,000円の増は、主に学校消防施設費の修繕料及び令和5年度クラス増による消耗品費、備品購入費の計上です。2目。教育振興費501万1,000円の増は、令和5年度クラス増による消耗品費、校内ネットワーク環境整備事業等の委託料、備品購入費の計上です。3目。学校建設費994万2,000円の増は、令和5年度クラス増による南風原小学校、津嘉山小学校、翔南小学校の教室整備のための小学校改修工事の計上です。

24ページ、10款3項中学校費、1目。学校管理費540万5,000円の増は、主に中学校消防施設の修繕料及び令和5年度クラス増による備品購入費の計上です。2目。

教育振興費239万3,000円の増は、主に令和5年度クラス増による校内ネットワーク環境整備委託料の計上です。3目。学校建設費292万9,000円の増は、令和5年度クラス増による南風原中学校の教室整備のための中学校改修工事の計上です。

25ページをお願いいたします。10款4項1目。幼稚園費の修繕料39万2,000円は、幼稚園の消防設備、放送設備、フェンスの修繕料の計上です。

26ページ、10款5項2目。公民館費102万3,000円の増は、5ページ繰越明許費補正で説明した町立中央公民館黄金ホールの緞帳機器の修繕のためのホール緞帳インバータ取替工事の計上です。6目。図書館費90万5,000円の増は、図書館司書を1名追加配置するための人件費及び、歳入11ページで説明した教育寄附金による電子書籍使用料の計上です。

27ページをお願いいたします。10款6項2目。共同調理場運営費736万5,000円の増は、主に令和5年度児童生徒増による給食用の食器類及びコンテナ、食缶等の購入費の計上です。以上が議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算（第6号）の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしでよろしいですか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号 令和4年度南風原町一般会計補正予算（第6号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時05分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第8. 議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。まず、提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）（総則）第1条 令和4年度南風原町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。以下、内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）について、概要を説明いたします。

はじめに、1ページ目をお開きください。今回の補正は、電力等価格高騰に伴う光熱水費の増と流域下水道建設負担金の増及び収益的経費から資本的経費への予算組替えにより、第4条企業債250万円増、第5条他会計からの補助金64万7,000円増の補正の必要が生じたことによるものです。

それでは9ページの事項別明細書をお開きください。歳出の処理場・光熱費111万2,000円の増は、電力等価格高騰に伴う増、普及促進費・負担金の95万円減は下水道接続申請件数の減によるものです。結果収入64万7,000円の他会計補助金の増、県補助金47万5,000円の減です。

続きまして10ページをお願いします。支出の工事請負費79万2,000円の増は、普及促進費の組替えによる増です。建設改良・負担金219万3,000円増は、流域下水道の設備工事の追加による建設負担金の増によるものです。結果収入で県補助金47万5,000円増、建設改良企業債250万円の増の計上です。以上が議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは、付託案件ですので確認をしたいと思います。今、概要説明にもあった9ページですけれども、まず光熱費ですね。電力高騰は理解できますけれども、これ処理場費ですので、処理場について、たしかこちら太陽光も導入されていたというふうに思います。ですので、電力量、使っている電力の量と、そして今は、その太陽光の劣化とか、そういうことはないのかなという観点ですので、太陽光の状況、そして単純に、あとは単価の引上げ、これについて少し説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、同じ項目の次の普及促進費95万円の減ですけれども、この95万円という、もともと予算額が150万円ですから、これ、ただ予算比なのか。予算の、要するに、例えば前年実績とか、2年前の実績とか、その予算比で減っているのか。それとも、予定していたところがつながなくこうなっているのか。少し新しい物件でいくと、集合住宅なんかもあったと思いますので、そのあたりの状況についてですね、なぜ95万円減っているのかということを確認したいと思います。

そして3点目にですね、この農排については、昨年

でしたか、一昨年でしたかね、再整備に向けての取組が始まっていて、アンケート調査とかがありますけれども、その再整備までの状況、要するに、老朽化に伴ったものがいろいろ出てきているので、再整備の状況について、見通しについても教えていただきたいと思います。以上3点、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 まず1点目の価格高騰と太陽光の状況なんですけれども、太陽光の現在の資料がございませんので、委員会のほうで資料提供したいと思います。実際ですね、令和3年度と4年度の高騰価格について、電力のほうに確認したところ、燃料調整費というのが、ちょうど予算編成時期の10月頃から高騰が始まりまして、それが主な要因になっていると分析しております。

あと、150万円計上していたのは、大体例年の実績で150万円を計上していたんですけれども、今回、したところ7件の応募しなくてですね、その分、残った分が残額という形になっております。例年どおり計上していたんですけれども、応募数が少なかったということです。

あと、再整備の状況に向けてなんですけれども、現在、令和6年度の採択に向けて動いております。当初は、令和5年度から採択に向けて動いていたんですが、県との調整で指摘事項がございまして、令和6年度採択という形に動いております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 再度1点だけですね。未接続の状況についてなんですけれども、これは例年どおりの予算で応募件数によるということだったんですが、確認ですが、接続できるのに、合併浄化槽とか、接続していないというものは無いという理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 接続できるけど接続できないというような状況の確認は、実際しておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第60号 令和4年度南風原町下水道事業会計補正予算（第3号）については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第61号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第61号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第61号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について 地方自治法第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。提案理由、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係る子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務を加え、同組合の規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第290条の規定により、提出いたします。内容については、担当者が説明をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは2ページの新旧対照表及び議案第61号資料をお願いいたします。議案第61号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、概要を説明します。今回の規約の変更は、第3条共同処理する事務に、「子ども・子育て支援法及び児童福祉法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること（豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町に係るものに限る。）」を加えること、及び共同処理する事務の追加に伴い、第15条経費の支弁方法について、別表に係る市町及び事業の負担割合を加える内容となっています。

各市町村が行う指導監査に関する事務は、特定教育・保育施設等に対する立入検査や各種給付金等支給の過誤・不正の防止、施設の管理運営体制等の状況確認などの指導形態等が多岐にわたっております。

こうした状況を踏まえ、当該事務を適切に処理するためには、専門的知識及びノウハウ等を有する人材の継続的な確保に加えて、関係市町によって指導形態等が異なることがないように広域的な事務処理による標準化・公平性を確保し、統一した適正な執行管理と事務処理体制の強化・効率化と併せて、共同処理による行政サービスの質の向上や行政経費の軽減・合理化を図

る必要があることから、共同処理する事務に追加することになりました。

施行日は令和5年4月1日です。以上が議案第61号の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから議案第61号について質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは確認したいと思います。この共同処理については、非常にいいことだというふうに思っております。それで、具体的なところでですけども、この対象施設ですね、具体的にはどこに当たるのでしょうか。そして南風原では何か所ぐらいあるのか。それについて教えていただきたいと思います。また併せてですね、今回から共同処理するわけですから、これまではどのような体制で、どのような、例えばどこかに報告義務があるとか、何か提出義務があるとか、そういったことがこれまでどうなっていたのかですね、それについて教えていただきたいというふうに思います。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。対象施設については、本町で合計23施設ございまして、認可保育園が16園、認定こども園が1園、事業所内保育が1園、小規模保育事業5施設ですね、合計23施設となっております。これまでににおいては、沖縄県及び本町が行ってきておりまして、この本町が行ってきた部分について、南部広域のほうに委託する内容となっております。監査においては、保育園の保育士と、あと栄養士によって、こども課のほうで事務を取り扱って監査のほうを行ってまいりました。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 これまでも、県と市町村で行ってきたということですけども、共同処理をされるわけですから、その分市町村の負担が軽くなって、効率的になるのかなというふうに思いますけれども、一方では、利用者の声が遠ざからないかなとか、そういう懸念もありますけれども、これについては、多分、これまで県も同様にやってきましたから、そういうところは担保されているというふうに理解しますけれども、そのような考え方でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 各園とのこういったやり取りのコミュニケーションについては、今後も十分に担保されておりますので、この点については心配ないものだと考えています。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 伺います。今回、このようにすることになったのは……、なったのではなくて、これまでもこういうふうに広域組合でこのような事務、指導監査などをやっているところが、県内の広域事務組合にあるのか。まだないところもあるのか。これが一つ伺いたい。

もう一つは、実際に組合が施設に指導監査に入るとなった場合、その組合に、そういう検査を正しくというか、適正にできる方々がいるのでしょうか。その手法を、来年の4月1日からのことですが、その体制などを伺いたい。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず、沖縄県内です。沖縄県の中部地区においては、中部広域事務組合のほうに、この事務を既に先行して、広域の処理を、この広域で事務を行っている実績がございます。新たに令和5年4月1日からの事務体制については、広域内に新たに係を新設しまして、正規職員が2名、会計年度任用職員が2名、また指導監査専門員として、こちらは非常勤でございますが、会計に特化した専門員などを配置して、この保育所等の監査事務を執行していく予定でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。新たに人員を配置するという事ですから、各自治体の負担金が増えるというふうに理解していいかと思いますが、それはそのとおりなのか。先ほど伺ったことで、今現在あるのは中部だけ、ほかはまだないということですか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず、保育の監査については、中部広域のほうに先行して既に行っていることを、先ほど申し上げましたが、例えば社会福祉法人の監査などもございまして、そういった部分は、南部広域市町村事務組合のほうでは、市、浦添市、南城市、糸満市などに所在する社会福祉法人の監査なども、先行して事務組合のほうで、広域で事務処理を行っている実績もございます。また、広域事務組合での体制についてでございますが、先ほど、正規職員が2名というふうに申し上げましたが、そのうち1名は各事務を行う構成市町で、職員を輪番で派遣をして行うところでございますが、もう1人の職員プラス会計年度任用職員2名、専門職員のほうは、負担金のほうで拠出をしております。事務体制を図っていくところでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 中部広域で先行でやっているということで話がありましたけれども、11月30日の沖縄タイムスの記事に、北谷町の保育士の配置に関して、北谷町にある認可保育園ですかね、その配置が基準を満たしていないということで、県に対しての、北谷町から不服を申し立てているという記事が載っていましたが、先行して北谷町は入っていたのか、入っていないのか。まずお聞きします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。北谷町の部分については、我々、報道で知り得ている限りの情報でございまして、内容については、ちょっと細かい情報は、私は持ち得ておりません。

○議長 赤嶺奈津江さん 8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 この件と、これから加わる南部のほうでは、こういう問題は起きないと、これからです。ということ、システムを取れば起きないということではないのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 今後、この行政組合のほう、広域で行うことによって、この指導監査事務の体制が強化されます。よって、そのことによって起きないように、事前に指導監査を強化して、それが起きないように持っていくことが一番重要だというふうに考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第61号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第61号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第62号 南風原町監査委員の選任について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第62号 南風原町監査委員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第62号 南風原町監査委員の選任について 下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 翁長朝常、住所と生年月日は記載のとおりでございます。提案理由といたしまして、現監査委員の稲福 清氏が令和4年12月31日をもって任期満了のための提案でございます。次のページに翁長朝常さんの履歴書、学歴、職歴を掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第62号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号 南風原町監査委員の選任についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 (午前11時31分)